

単一治験審査委員会の審査体制整備等における相互協力に関する協定書

本協定の締結を証するため、本書を9通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

東京大学医学部附属病院、東京大学医科学研究所附属病院、東京医科歯科大学病院、筑波大学附属病院、千葉大学医学部附属病院、群馬大学医学部附属病院、山梨大学医学部附属病院、新潟大学医歯学総合病院、及び信州大学医学部附属病院(以下「参画機関」という。)は、单一治験審査委員会(以下「Single IRB」という。)の審査体制整備等における相互協力について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、Single IRBの審査体制整備に関して、参画機関が相互に協力し、円滑なSingle IRBの実施に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 参画機関は、次の各号に掲げる事項について、相互に連携・協力する。

- (1) Single IRB実施のための体制整備に関する事項。
- (2) その他参画機関が必要と認める事項。

(秘密等の保持)

第3条 参画機関は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。また、本協定の目的以外には使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに参画機関からの解約の申出がない場合には、本契約は従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第5条 参画機関は、相手方に対して1か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解約することができるものとする。

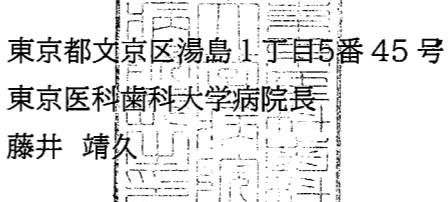
(その他)

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定書の解釈について疑義が生じた場合、参画機関が協議してこれを定めるものとする。

令和6年3月11日



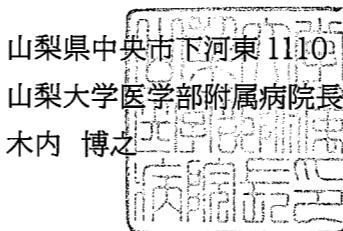
東京都港区白金台4丁目6番1号
東京大学医科学研究所附属病院長
藤堂 具紀



茨城県つくば市中央久保2丁目1番地1
筑波大学附属病院長
原 晃



群馬県前橋市昭和町三丁目39番15号
群馬大学医学部附属病院長
齋藤 繁



新潟県新潟市中央区万代一丁目754番地
新潟大学医歯学総合病院長
富田 善彦

